## 奈良県土地家屋調査士会「境界問題相談センター奈良」手続実施規程

(目 的)

第1条 この手続実施規程(以下「規程」という。)は、境界問題相談センター奈良規則(以下「規則」という。)第61条の規定に基づき、「境界問題相談センター奈良」(以下「本センター」という。)が行う紛争解決手続についての事前相談・相談及び調停の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (解決手続の説明) <規則第25条、規則第31条の2、規則第34条>

- 第2条 事前相談申込人、相談申出人、調停申立人及びその相手方に対して行う説明は、担当者が説明事項の概要を記載した書面を交付し説明する。
- 2 前項の説明をおこなったときに受領する書面には、その旨を記載したファクシミリ、電子メール により送信された情報を含むものとする。なお、電話により説明を受けた旨を聴取した場合には、 その旨及び年月日を記録するものとする。
- 3 第1項の規定による説明が相手方に直接できなかった場合には、第1回手続期日の開催前までに 必ず説明しなければならない。

### (対象土地の所在の範囲) <規則第27条2項、規則第33条第2項>

- 第3条 本センターが取り扱う解決手続に関する相談及び調停に係る土地の所在の範囲は、原則として、奈良県内の区域とする。ただし、次に掲げる範囲の申立は、これを受理することができる。
  - (1) 相談申出、調停申立に係る土地の所在が、奈良県と隣接し、又は隣接する土地と密接な関係にある奈良県外の土地
  - (2) 相談申出、調停申立に係る土地の所在する地域が、奈良県と経済圏を同一にしている奈良県外の近隣の土地
  - (3) 相手方が奈良県に在住する奈良県外の近隣の土地
  - (4) 相談申出、調停申立に係る土地の所在する地域に解決手続の機関がなく、本センターが最寄り の解決手続の機関である奈良県外の近隣の土地
  - (5) 相談申出人、調停申立人が、特に地域外での解決手続を求めてきた奈良県外の近隣の土地

#### (事前相談申込書) <規則第22条第1項>

- 第 4 条 事務局は、電話で事前相談の申込を受けたときは、申込者の住所、氏名を確認し、速やかに 事前相談申込書を申込者に送付しなければならない。
- 2 事前相談申込書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 申込人の氏名又は名称及び住所(代理人又は補佐人を定めたときは、その者の資格または関係、 氏名及び住所を含む。)
  - (2) 紛争の対象となる土地の所在
  - (3) 相談の趣旨及び概要

## (事前相談チーム) <規則第23条>

第4条の2 規則第23条に定める担当事前相談員は、事前相談チームを構成する。

## (弁護士の助言) <規則第23条第2項>

第4条の3 相談期日には、弁護士の所在を明確にし、法令の解釈適用に関する専門的知識について、 直ちに、電話又はファクシミリ等によって確認が取れるよう措置を講ずるものとする。

## (相談への回付) <規則第23条第2項>

第4条の4 事前相談チームは、事前相談の結果、紛争の内容が規則第3条第1号に定める事案である場合、または、法令の解釈適用に関する専門的知識を必要とする事案である場合、相談者の申出により相談案件を相談に回付する。

## (相談申出書) <規則第28条第3項>

- 第5条 相談申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 申出人の氏名又は名称及び住所(代理人又は補佐人を定めたときは、その者の資格または関係、 氏名及び住所を含む。)
  - (2) 相談の対象となる土地の所在
  - (3) 相談申出の趣旨及び概要
- 2 前項の申出書には、相談に係る土地の地図写し、測量図その他の参考となる資料があるときは、 これを添付するものとする。
- 3 規則第28条第1項以外の者が、相談を申し出る場合は、当該権利が登記されているときは登記事項証明書を、その他のときは当該権利に係る契約書等を提示するものとする。
- 4 相談申出をしようとする者が法人であるときは、その資格を証する書面を、代理人によって申し 出るときは委任状を添付しなければならない。

#### (相談委員会) <規則第30条>

第5条の2 規則第30条第2項の合議体を相談委員会という。

#### (調停申立書) <規則第35条第2項及び第3項>

- 第6条 調停申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 申立人の氏名又は名称及び住所(代理人又は補佐人を定めたときは、その者の資格または関係、 氏名及び住所を含む。)
  - (2) 相手方の氏名又は名称及び住所
  - (3) 紛争の対象となる土地の所在
  - (4) 調停申立の趣旨及び概要
- 2 前項の調停申立書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 案内区
  - (2) 申立人が所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、これを証する書類
  - (3) 調停申立に係る土地及び相手方の土地の登記事項証明書
- 3 申立書には、前項の書類のほか申立てに係る土地の地図写し、測量図その他の参考となる資料が あるときは、これを添付するものとする。
- 4 規則第28条第1項以外の者が、調停を申し立てる場合は、当該権利が登記されているときは登記 事項証明書を、その他のときは当該権利に係る契約書等を提示するものとする。

5 調停申立をしようとする者が法人であるときは、その資格を証する書面を、代理人によって申し 立てるときは委任状を添付しなければならない。

#### (相談申出及び調停申立の受付) <規則第28条第3項、規則第35条第2項>

第7条 相談申出書及び調停申立書(以下「申立書等」という。)の受付は、添付書類等を添え、別に 定める相談料及び調停申立費用を納付して行うものとする。

#### (申立ての不受理) <規則第36条第2項>

- 第8条 申立ての内容が、次の各号のいずれかに該当するときは受理しないものとする。
  - (1) 土地の境界が明らかな申立て
  - (2) 第3条の規定に該当しない奈良県外の土地
  - (3) 構築物等の撤去を求める申立て
  - (4) 申立書等の内容に不備があり、補正に応じない場合
  - (5) その他申立ての内容に紛争性がなく、本センターによる調停に適さないと認められる場合
- 2 申立てを不受理としたときは、受付けた申立書等の写しを作成し、原本及び申立費用は申出人、 申立人へ還付する。

# (相手方の確認) <規則第37条>

- 第 9 条 相手方が当該手続に応ずるか否かを確認する通知は、別に定める様式によるものとし、本センターは、事前に電話等で通知を発する旨及びその趣旨を説明するよう努めるものとする。
- 2 前項の通知には、説明事項を記載した書面、申立書の写し及び相手方が当該手続に応ずるときに 記載する調停応諾回答書(以下「回答書」という。)を同封し、当該通知が到達後7日以内に返信を求 める旨を記載するものとする。
- 3 回答書には、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。
  - (1) 相手方の氏名又は名称及び住所
  - (2) 調停に応ずる条件及びその範囲があるときはその旨
- 4 前項第2号の記載内容は、費用の負担割合、手続期日の日程等について条件があるときは、その旨を、申立てに応ずる範囲について条件があるときは、その旨を記載するものとする。
- 5 相手方の応諾の意思の確認は、回答書によるほかファクシミリ及び電子メールによる送信、電話、 面談等で確認することができる。
- 6 相手方の応諾の意思を電話で確認した場合は、相手方の応対した者の氏名を確認し、面談により 口頭で確認した場合は、確認した事実及び年月日を記録するものとする。

# (代理人及び補佐人) <規則第35条の2第1項及び第2項>

- 第10条 センター長は、申立書を受付けたときは、代理人の資格を確認し、不適格の代理人であると きは、これを受理しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、代理人として認めることがで きる。
  - (1) 共有者が他の共有者の代理人であるとき。
  - (2) 申立人の3親等内の姻戚関係にある者が代理人であるとき。
  - (3) 同居の親族が代理人であるとき。
  - (4) その他センター長が特に必要であると認めた者

2 センター長が補佐人の手続期日への出席を許可するときは、前項ただし書の規定に該当する者を 基準とする。

### (調停委員会) <規則第38条>

- 第11条 規則第38条第2項の合議体を調停委員会という。
- 2 調停委員会は、第1回期日前に調停の方針の打合せをするための事前評議をおこなう。
- 3 主任調停員は、調停手続の指揮をする他、規則及び本規定に定める権限を行使する。

#### (解任の調査) <規則第18条第2項>

第12条 センター長は、担当調停員等から規則第16条第2項の規定による報告を受けたときは、規則第16条第1項の規定に該当するか否かの事実関係を調査、確認するものとする。

## (忌避申出の期限)

第13条 規則第17条第3項の規定によりセンター長が指定する忌避の申し出の期限は、当該事由を 開示した日から7日以内とする。

## (忌避調査委員会) <規則第17条第4項>

- 第 14 条 規則第 17 条第 4 項の忌避調査委員会は、指名された委員の互選により委員長を選出し、委員会を運営する。
- 2 委員長は、忌避の要否の審議が終了したときは、速やかに、運営委員会に報告しなければならない。

#### (通 知) <規則第36条第5項、規則第43条>

- 第15条 当事者に対する通知の方法は、規則で定める配達証明付き郵便によるものを除き、普通郵便、 電話、ファクシミリ、電子メールで通知するものとし、期日においては口頭によることができる。
- 2 配達証明付き郵便以外の通知については、通知の内容、通知の相手方及びその日時を記録しなければならない。

#### (期日の回数) <規則第39条第1項>

- 第16条 相談期日の回数は、原則として2回以内とし、1回について2時間以内とする。
- 2 調停期日の回数は、6回以内を目標とし、1回について4時間以内とする。ただし、調停委員会は、 和解が成立する見込みがあると認めるときは、手続期日の回数を2回まで延長することができる。

# (期日の指定) <規則第39条第1項及び第3項>

- 第17条 期日において、次回の期日の指定を口頭で通知するときは、7日以内の日を次回の期日として指定することができる。
- 2 調停委員会は、期日において一方の当事者の主張を聴取し、その整理を行う必要があると認めるときは、当該一方の当事者の出席のみで期日を開催することができる。

## (手続期日の場所の指定) <規則第39条第2項>

第18条 調停委員会は、現地検証の必要があると認めるときは、紛争の対象となる土地又はその隣地

を手続期日の場所に指定することができる。

- 2 調停委員会は、当事者が遠距離等の事情によって当事者から要望があったときは、その要望を配慮した場所を指定して手続期日を開催することができる。
- 3 本センター内で開催する期日の時間は、原則として平日の午前 10 時から午後 4 時までとする。ただし、特に必要があるときは、調停委員会の指定した時間におこなうことができる。

(調停の進め方)

- 第19条 調停委員会は、手続期日においては、当事者から提出された意見書及び資料を参考にして調 停を進めるものとする。
- 2 手続期日における主張は、書面又は口頭によるものとし、申立人、相手方の順に主張を聞き、調 停委員会は、自発的な紛争解決へ導くよう努めるものとする。
- 3 調停委員会は、登記手続を必要とする解決手続にあっては、和解後の登記手続に対処できる内容 で調停を進めるよう努めるものとする。

(傍聴の許可)

第20条 第10条各号の規定は、傍聴を許可する者の基準について準用する。

## (利害関係人の参加) <規則第44条第1項>

- 第21条 当事者以外の者であって和解の結果に利害関係を有し、手続期日に参加できる者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 申立てに係る土地又は相手方の土地について、抵当権その他所有権以外の権利を設定している者
  - (2) 当事者の相続人その他の一般承継人となる権利を有する者
  - (3) その他前二号に準ずる理由がある者

#### (鑑定実施員等の選任) <規則第19条第2項>

第22条 鑑定実施員等は、調査士会に備え付ける「土地境界鑑定人登録簿」から、事件の内容及び 納期限等を判断して、センター長が適任者を選任するものとする。

# (期日調書) <規則第40条第1項>

第 23 条 期日調書は、別に定める様式により手続期日を記録して作成する。

(申立ての取下げ及び終了の申出) <規則第46条第1項>

- 第24条 申立ての取下書又は終了の申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 当事者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 紛争の対象となる土地の所在
  - (3) 申立てを取下げる理由又は終了を申出る理由

## (和解が成立する見込みがない場合) <規則第47条第1項>

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合には、和解が成立する見込みがないものと判断して、速 やかに、解決手続を終了させるものとする。

- (1) 一方の当事者が正当な理由なく手続期日に3回又は2回以上連続して欠席したとき。
- (2) 一方の当事者が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
- (3) 一方の当事者が調停員の指揮に従わないため、解決手続の実施が困難であると主任担当調停員が判断したとき。
- (4) その他の事由により解決手続の実施が困難であると担当調停員が判断したとき。
- (5) 直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や当事者のおかれた立場にかんがみ、解決手続を続行することが、当事者に対して、和解が成立することにより期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があると担当調停員が判断したとき。
- (6) その他の事由により和解が成立する見込みがないと担当調停員が判断したとき。

(事前相談、相談に関する準用)

第26条 この規程に定める事項は、事前相談、相談の実施について必要な事項について準用する。

(規程に定めのない事項) <規則第7条第7項>

第27条 この規程に定めるもののほか、解決手続の実施に当たって必要な事項は、運営委員会の決するところによる。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、運営委員会で定め、調査士会の理事会に報告するものとする。

附則

この規程は、規則の施行の日(平成20年8月9日)から施行する。